★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
（A5判縮小）

第三章　電気工事施工
第一　電気工事
一　電気工作物の保安

電気工作物に関する保安上の法規制はどうなっているか

質問
電気工作物から感電や火災が発生することを防止するために法律で規制されているそうですが、どのような規制があるのでしょうか。

回答
電気工作物に関する保安を確保するため、電気事業法等において、電気工作物を事業用電気工作物と一般用電気工作物に区分し、これらの工事、維持及び運用に関する所要の規定を定めています。
また、電気工事士法においても電気工事の欠陥による災害を防止するように定めています。

第三章　電気工事施工　第一　電気工事　一　電気工作物の保安

解説

一　技術基準への適合
事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を次に掲げる要件を定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めています。
①　事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
②　事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようにすること。
③　事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。
④　事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

二　技術基準適合命令（事業用電気工作物）
経済産業大臣は、事業用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その事業用電気工作物を設置する者に対し、技術基準に適合するように事業用電気工作物をするように技術基準適合命令を発動できる旨を定めています（電事法四〇条）。

三　技術基準適合命令（一般用電気工作物）
一般用電気工作物については、経済産業大臣は、経済産業省令で定める技術基準に適合していないその技術基準に適合するように命令、使用の制限等
①　事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又
②　事業用電気工作物は、他の電気的設備その他の
いようにすること。

四　電気工事士等の義務
電気工事の作業に従事するときは、電気設備技術
れています（電工士法五条）。

参考法令
○電気事業法
第三九条（事業用電気工作物の維持）
第四〇条（技術基準適合命令）
第五六条（技術基準適合命令）
○電気設備技術基準

第三章　電気工事施工　第一　電気工事　一　電気工作物の保安

技術基準への適合

事業用電気工作物の技術基準適合命令

一般用電気工作物の技術基準適合命令

電気工事士等の義務

第三章　電気工事施工　第一　電気工事　一　電気工作物の保安

新日本法規出版株式会社

本社総轄本部　〒460-8455　名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社　〒060-8516　札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社　〒981-3195　仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社　〒337-8507　さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社　〒460-8456　名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社　〒540-0037　大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社　〒730-8558　広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社　〒760-8536　高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社　〒810-8663　福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2021.4) 461-1⑱

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

問答式

的確な施工管理を行うために欠かせない実務手引書!!

電気工事施工管理の実務

監修　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課
編集　一般財団法人　建設業振興基金

電気工事施工管理技術者の必携書!!

●実務に即した体系

複雑多岐にわたる電気工事施工管理関係法規を、実務に即した体系に分類・整理してありますので、検索しやすく、実務上のさまざまな疑問をすばやく解決することができます。

●わかりやすい問答式

具体的な〈質問〉と、簡潔な〈回答〉に加え、詳細な〈解説〉を施した一問一答形式による編集ですから、疑問に対して即答が得られるとともに、さらに深く理解することができます。また、各種届出に必要な書式も登載していますので、この一冊であらゆる問題に対応することができます。

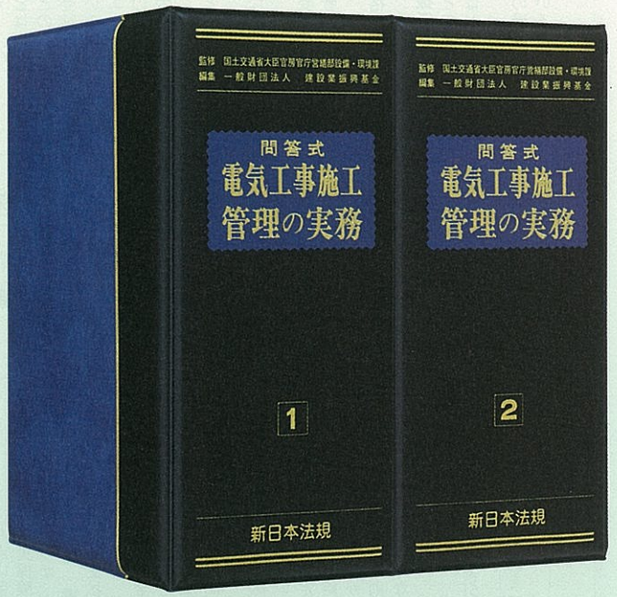

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）

加除式・A5判・全2巻・ケース付・総頁2,114頁
定価 13,200円（本体12,000円）送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

0120-089-339　受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）
WEBサイト　https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail　eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
公式Facebookページ　法律出版社ならではの情報を発信

掲載内容

第一章 通則

- 電気工事とはどのような工事のことをいうか
- 電気工事とはどのような法規制をうけるものか
- 電気工事業とはどのような内容のものか
- 電気設備を設置する場合に危険とならないようにするための法的制限
- 電気設備を設置するときに電気事業法による保安規制をうけるものはどれか
- 電気設備を設置するときに電気事業法による保安規制をうけないものはどれか
- 電気工作物とはどのようなものか
- 電気工作物の保安規定とはどのようなものか
- 電気工作物の維持すべき技術基準とはどのようなものか
- 電気工作物の調査とはどのようなものか
- 電気工作物の範囲はどうなっているか
- 電気工作物の調査に関する法規制はどのようなものか
- 電気工作物の調査に関する法規制はどのようなものか
- 電気工作物の調査に関する法規制はどのようなもの